議案第5号

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年利根町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

_		

	教育支援委員会	委員長	日額	4, 800	
		副委員長	II .	4, 500	を
		委員	11	4, 200	ı
Γ					_
	教育支援委員会	委員長	日額	4, 800	
		副委員長	11	4, 500	
		委員	II .	4, 200	
	学校運営協議会	委員長	JJ	4, 800	に
		副委員長	JJ	4, 500	
		委員	<i>11</i>	4, 200	

改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

利根町学校運営協議会を設置するにあたり、委員報酬を定めたいので提案する。